

改正概要

1 改正理由

- ・国の交付要綱の一部改正に伴う高知県農地耕作条件改善事業費補助金交付要綱の一部改正

2 主な改正箇所

- ・第10条の2を新設し、実績報告書の提出時に審査で過払いが判明したときの返還方法等を追加
- ・第10条の3を新設し、実績報告書提出後に減額事由が発生した場合の補助金額の再確定等を追加
- ・第14条第2項を新設し、他の経理と区分した補助事業の帳簿を備える規定を追加
- ・第14条第4項を新設し、処分制限期間に係る取得財産については、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならないことを追加
- ・第14条第8項を新設し、補助事業者（市町村以外の補助事業者に限る。）が、補助事業の一部を第三者に委託する場合の規定を追加
- ・第1号様式を改正し、県税の完納証明書の添付を必要とする補助金申請について、「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式「県税完納情報の提供に係る同意書」及び本人確認書類の写しを申請書とあわせて農業基盤課に提出することにより、完納証明書の添付を省略できることとした。